

令和8年度その他プラ等収集運搬業務説明資料

(業務名) 安芸地区その他プラ等収集運搬業務

1 業務内容等

仕様書のとおり

- (1) 仕様書の業務内容(3)の収集定点等の調査は、ごみの収集に併せて収集した定点数を調査する業務です。結果は、日報に記載します。
- (2) 調査の時期は、原則6月の1か月間です。

調査の結果は、翌年度の業務委託の設計をするうえで重要な基礎数値となるので、実施に当たっては、調査の趣旨を踏まえ、適切に実施してください。

なお、調査時期については、本市ごみ処理状況を勘案し調整することがあります。

2 契約の種類

年額契約（総価契約）

3 使用車種

原則として、2トンパッカー車

4 収集見込量・車両台数

【年間収集計画量】

その他プラ 433トン（うち安芸区分328トン、東区旧安芸町分105トン）

不燃ごみ 461トン（うち安芸区分351トン、東区旧安芸町分110トン）

【1日当たり平均収集量】

その他プラ 1.8トン（うち安芸区分1.37トン、東区旧安芸町分0.43トン）

不燃ごみ 1.92トン（うち安芸区分1.46トン、東区旧安芸町分0.46トン）

※ この量は、年間稼働日数を240日として、上記の年間収集計画量を単純平均した数値です。

【車両台数】

1日あたり2.9台（2トンパッカー車を3台以上登録するものとします。）

なお、小数部分に対応するための車両については、臨時登録車両でもかまいません。

※ この台数は、1年間に使用する台数を単純平均したものであり、実際に業務に使用する台数を指示しているものではありません。日々の収集量で変動することがあります。

また、季節等のごみ量の変動によっても車両台数が増減することも予想されますが、委託料の支払いは、当初契約する委託料の範囲で行います。

5 委託契約金額の支払方法等

支払方法は、毎月払いとし、各月の支払額は次の方法により計算した額とします。

- (1) 4月分支払額

委託契約金額から5月から3月までの支払額の合計額を除いた額

(2) 5月分から3月分まで分支払額

委託契約金額の1/12の額（円未満切捨て）

6 その他

- (1) 各処理施設において搬入速度や搬入路等の制限がある場合は、これらを必ず遵守するとともに、各施設職員の指示に従って搬入してください。
- (2) その他プラについては、透明又は半透明のポリ袋で排出してもらうこととしています。
- (3) 市では、分別区分や袋のルールが守られないものは、徹底して取り残す方針としているため、作業に当たっては、取り残す理由を記した紙を貼るなどの作業を行っていただくこととなります。
- (4) ライターは、火災予防のため、他の不燃ごみとは袋を分け、袋に『ライター』と書いて出してもらうことにしています。ライターは、パッカー車の荷箱に積み込まず、ライター用の積込箱を設けるなどし、落下させないよう収集運搬してください。
- (5) 珪藻土製品は、粉塵の発生を抑制するため、他の不燃ごみとは袋を分け、二重に梱包し、袋に『けいそう土』と書いて出してもらうことにしています。珪藻土製品は、パッカー車の荷箱に積み込まず、折ったり割ったりせず、別途積込箱を利用するなどし、粉塵を発生させないよう収集運搬してください。
- (6) 収集定点によっては、天井高が十分でない可能性がありますので、収集の際は留意してください。
- (7) 収集を行う地区によっては、2トンベースの車両では進入できない可能性があるため、適宜工夫して収集してください。